

議案第70号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案を次のとおり提出する。

令和6年11月29日 提出

西海市長 杉澤 泰彦

西海市条例第 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(西海市情報公開条例の一部改正)

第1条 西海市情報公開条例（平成17年西海市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第40条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(西海市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 西海市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成17年西海市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(西海市職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 西海市職員の給与に関する条例（平成17年西海市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第27条の2第3号及び第4号並びに第27条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(西海市水道水源保護条例の一部改正)

第4条 西海市水道水源保護条例（平成17年西海市条例第231号）の一部を次のように改正する。

第21条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(西海市消防団条例の一部改正)

第5条 西海市消防団条例（平成17年西海市条例第236号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「禁^こ錮」を「拘禁刑」に改める。

(西海市個人情報保護審査会条例の一部改正)

第6条 西海市個人情報保護審査会条例（令和5年西海市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第7条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を

同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

第8条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定め例によることとされる人の資格に関する条例その他の定め規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（西海市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部改正に伴う経過措置）

第9条 刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後の西海市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例第5条第1項の規定、第3条の規定による改正後の西海市職員の給与に関する条例第27条の2第3号及び第4号並びに第27条の3第1項第1号及び第3項第1号の規定、第5条の規定による改正後の西海市消防団条例第6条第1号の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

附 則

この条例は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

新旧対照表

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(第1条) 西海市情報公開条例の一部改正

新	旧
西海市情報公開条例 平成17年4月1日 西海市条例第10号 第1条～第39条 (略) (罰則) 第40条 第23条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 2 (略)	西海市情報公開条例 平成17年4月1日 西海市条例第10号 第1条～第39条 (略) (罰則) 第40条 第23条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 2 (略)

(第2条) 西海市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正

新	旧
西海市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例 平成17年4月1日 西海市条例第27号 第1条～第4条 (略) (失職の例外)	西海市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例 平成17年4月1日 西海市条例第27号 第1条～第4条 (略) (失職の例外)

新	旧
第5条 任命権者は、公務遂行中の過失による事故により、<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された職員について、情状によりその職を失わないものとするができる。 2 (略) 第6条 (略)	第5条 任命権者は、公務遂行中の過失による事故により、<u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された職員について、情状によりその職を失わないものとするができる。 2 (略) 第6条 (略)

(第3条) 西海市職員の給与に関する条例の一部改正

新	旧
西海市職員の給与に関する条例 平成17年4月1日 西海市条例第45号 第1条～第27条 (略) (期末手当の差止め) 第27条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。 (1)及び(2) (略) (3) 基準日前1月前以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(第2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者	西海市職員の給与に関する条例 平成17年4月1日 西海市条例第45号 第1条～第27条 (略) (期末手当の差止め) 第27条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。 (1)及び(2) (略) (3) 基準日前1月前以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(第2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者

新	旧
(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者 (期末手当の一時差止め) 第27条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で、当該支給日の前日までに離職した者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められている者に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) (略) 2 (略) 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕	(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者 (期末手当の一時差止め) 第27条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で、当該支給日の前日までに離職した者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められている者に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) (略) 2 (略) 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕

新	旧
されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合 (2) 及び(3) (略) 4～6 (略) 第28条～第35条 (略)	されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合 (2) 及び(3) (略) 4～6 (略) 第28条～第35条 (略)

(第4条) 西海市水道水源保護条例の一部改正

新	旧
西海市水道水源保護条例 平成17年4月1日 西海市条例第231号 第1条～第20条 (略) (罰則) 第21条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は10万円以下の罰金に処する。 (1) 及び(2) (略) 第22条 (略)	西海市水道水源保護条例 平成17年4月1日 西海市条例第231号 第1条～第20条 (略) (罰則) 第21条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の<u>懲役</u>又は10万円以下の罰金に処する。 (1) 及び(2) (略) 第22条 (略)

(第5条) 西海市消防団条例の一部改正

新	旧
西海市消防団条例 平成17年4月1日 西海市条例第236号 第1条～第5条 (略) (欠格事項) 第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 (1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2)～(4) (略) 第7条～第20条 (略)	西海市消防団条例 平成17年4月1日 西海市条例第236号 第1条～第5条 (略) (欠格事項) 第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 (1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2)～(4) (略) 第7条～第20条 (略)

(第6条) 西海市個人情報保護審査会条例の一部改正

新	旧
西海市個人情報保護審査会条例 令和5年3月24日 西海市条例第3号 第1条～第18条 (略) (罰則) 第19条 第5条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下	西海市個人情報保護審査会条例 令和5年3月24日 西海市条例第3号 第1条～第18条 (略) (罰則) 第19条 第5条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下

新	旧
の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。 2 (略)	の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 2 (略)

(罰則の適用等に関する経過措置)

第7条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。））、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第8条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定め例によることとされる人の資格に関する条例その他の定め規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（西海市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部改正に伴う経過措置）

第9条 刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後の西海市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例第5条第1項の規定、第3条の規定による改正後の西海市職員の給与に関する条例第27条の2第3号及び第4号並びに第27条の3第1項第1号及び第3項第1号の規定、第5条の規定による改正後の西海市消防団条例第6条第1号の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

附 則

この条例は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。